

報告 2

訴訟案件の報告について

訴訟案件の報告について

1 概要

本市は、消防救急デジタル無線システム導入に係る契約を行った沖電気工業株式会社(以下「相手方」という。)に、契約約款上の違反行為があったとして、違約金125,082,825円及び遅延損害金を求め相手方を提訴していたが、相手方が本市に和解金として134,095,642円を支払うことで令和2年8月4日に和解が成立した。

2 提訴に至る経緯

- (1) 本市は秘匿性と明瞭度向上を目的とした消防救急デジタル無線導入をすすめるため、平成22年から同23年にかけて、本市と相手方で契約を締結した。
- (2) 平成29年に公正取引委員会は、全国自治体が発注した消防救急デジタル無線入札で、相手方が談合を繰り返していたと認定した。
- (3) 本市は、契約約款に基づき平成30年1月31日を期限として違約金の支払いを求めたが、相手方は応じなかった。
- (4) このため、本市は、違約金及び遅延損害金を求め、平成30年4月に神戸地方裁判所に相手方を提訴した。なお、提訴にあたっての議会の議決※において、和解、上訴その他本件に関する附帯事項は、市長に一任された。

※ 平成30年3月20日に第122号議案として提出し、平成30年3月28日可決。

3 和解について

- (1) 令和2年3月に裁判所から和解勧告が出された。
- (2) 和解勧告を基に双方で協議を継続した結果、相手方は本市に和解金を支払う和解条項案を示した。
- (3) 本市が提訴時に求めていた違約金の全額と、遅延損害金相当額として裁判所からの和解勧告に沿った額を早期に確保できることから、本市は和解に応じることとし、令和2年8月4日に和解が成立した。